

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成25年1月25日（金）午後3時から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第35号 農地法第3条許可申請について

議案第36号 農地法第4条許可申請について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第39号 非農地証明願いについて

議長 | 只今より平成24年度第10回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会の出席は20名中18名で定足数に達しており、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を19番徳永委員と20番基委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

(会務報告と説明)

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

(発言なし)

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第35号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第35号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

農地法第3条許可申請受付番号21号譲渡人はS, HさんF県在住の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字大馬瀬329-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は396㎡です。

譲受人は、S, Hさん60歳でT自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地のみ6,122㎡で小作地はありません。譲渡理由は規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、トラクター、耕運機を所有されています。農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴40年の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。担当調査委員は7番の牧原委員となっています。

次に受付番号22号譲渡人はN, TさんT自治会の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字大馬瀬328-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は200㎡です。

譲受人は、21号と同じくS, Hさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は前号同様7番牧原委員です。

議長

ただ今事務局から説明がありましたが、7番牧原委員から調査報告をお願いいたします。

7番
牧原委員

報告いたします。SさんとNさんの田は隣り合わせでありまして、NさんとS, Hさんは伯父さんにあたりまして、当初は合意するということが話が進みまして、昨日聞き取り調査のためにHさんの所に行きまわりました。丁度2畝しかないものですから狭いということで、隣り合あわせのSさんの所も一緒に買いたいということで、値段はSさんの所が400,000円、Nさんの所は当初贈与ということで聞いていたんですけどもS, Hさんもらうわけにいかないということで、100,000円でも払うと言っているのですが、とるかからないかはまだわからないということでした。S, Hさんについては、下限面積もクリアして問題ございません。機械所有の方もトラクター、軽トラック、管理機、ハーベスタ、耕耘機と農業に係る機械はほとんど装備をしていらっしゃいます。年間の従事日数も大体200日近くあるということで、何ら問題はないと思われまいます。よろしくご審議をお願いいたします。場所については、TのN商店の裏の方にあたります。

議長

ただ今、調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はございませんか。

19番
徳永委員

牧原委員、個別の対応なんでしょうけれどもこの地区の平均の相場と申しますか、どれぐらいになるのでしょうか。これでいくと反当1,000,000万円ぐらいになるようですが。

7番 牧原委員 | そうですね、これはもうこの地区に行きますと畝の100,000円はちょっと安いのではないかと思います。前、S、Hさんからまだあと隣併せて1反ちょっとの田んぼもあるんですが、そこも以前幹旋に出されたんですけれども中々買い手がつかずに大体、畝の300,000円、400,000円と言っていたようなもんですから100,000円は安いなと昨日も話したんですが、100,000円でS、Hさんが後の分を売り切るかどうかですよね。これは、あくまでも親戚関係という形での値段になりますので、あまり参考にはならないかと思えます。

19番 徳永委員 | 今後の前例にはならないということによろしいですかね。

7番 牧原委員 | そうですね。S、Hさんも遠い親戚になるということですので、畝の100,000円ではできなと思います。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第35号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第35号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

次に議案第36号農地法第4条許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第36号農地法第4条の許可申請について説明いたします。
農地法第4条許可申請受付番号1号申請人はN、TさんH自治会の方です。申請地は2筆あります。

1筆目は、田代川原字宮ケ原3571-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は253㎡

2筆目は、田代川原字釜牟田3563-1番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は38㎡です。申請事項のうち転用目的は、農家住宅で転用理由は農家住宅を建築するためとなっています。位置と現況図は別紙のとおりですので、ご覧下さい。調査委員は1番の近川委員です。尚、農地の区分は農振地域内ではありますが、農用地区域外となっております。

議 長 | ただ今事務局から説明がありましたが、1番近川委員から調査報告をお願いいたします。

1番 近川委員 | 1月23日に事務局をはじめ会長、私と5人で現地確認を行いました。場所は、田代川原のHという字の場所ですが、すぐ隣に公民館があって周りにも住宅があるところがございます。ここは田んぼを埋め立てて農家住宅を作るということでございます。ここは2筆ですけども隣り合わせの土地でありまして、これを1枚にするということでもあります。それと道路が挟んでおりまして、ここは皆で話しまして分筆をしなければならぬのではないかと話したところです。以上です。

議 長 | ありがとうございます。ただ今、調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はありませんか。

2番 鈴委員 | ここは字が違うようですが、この間というのはどのような状況なんでしょうか。

事務局 | 丁度字堺でつながっているところなんです。それで、この38㎡というのは元々は赤線だったところを町が登記をするときに農地で登記をしてしまっていたようです当時ですね。それを23年度に払い下げを受けられたんですよ。38㎡というところが丁度字堺で道路が通っているようになっていますが、境界線です。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第36号農地法第4条許可申請について採決します。議案第36号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第36号農地法第4条許可申請については、原案に意見を付して県知事へ進達することに決定しました。

議 長 | 次に議案第37号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第37号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について説明いたします。
 受付番号11号の譲渡人は、S, IさんA自治会の方です。申請地は2筆あります。
 1筆目は、神川字川路中迫1663番、地目は台帳現況ともに畑、地積は3,332㎡
 2筆目は、神川字川路中迫1682番、地目は台帳現況ともに畑、地積は7,194㎡です。
 譲受人は、T, IさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員8、労働力3、自作地が41,801㎡、小作地が7,487㎡でお茶の専業農家です。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック等となっています。担当調査委員は、15番落司委員ですが本日欠席でございますので、代わって木原委員に調査報告をお願いいたします。

議 長 | ただ今事務局から説明がありましたが、4番木原委員から調査報告をお願いいたします。

4番
木原委員 | 譲渡人は、S, Kさんの奥さんでありまして、Kさんが生前譲受人と茶工場が一緒だった関係で農業ができなくなってからは、利用権設定によって対策がされていた物件であります。この件は23年度の11月に斡旋申し出があったものでありまして、斡旋成立によって今回経営基盤強化法による所有権移転をされるものです。譲受人は認定農家でありまして、要件はすべて満たしていると思われまますので問題はないと思われまます。よろしくをお願いいたします。金額は、反当550,000円相当で今回は5,800,000円で購入したということとであります。以上です。

議 長 | ありがとうございます。ただ今、調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第37号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第37号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第37号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請については原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第38号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第38号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。
 初めに受付番号342号から次のページの359号まで続けて説明をし、審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後一括してお願いいたしますのでご了承願います。
 受付番号342号の貸し人は、S, SさんT自治会の方です。申請地は、
 田代川原字菖蒲ヶ迫5970番、現況地目は畑、地積は2,735㎡です。
 貸付期間は、平成25年1月25日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。
 借り人は、S, KさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力2、自作地が34,385㎡、小作地が88,268㎡で茶・甘藷を主体に幅広く取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、4tトラック、2tダンプ、軽トラック等となっています。担当調査委員は、1番近川委員です。

次に受付番号343号から346号までの貸し人、借り人は同一ですので一括して説明いたします。4筆の貸し人はY, HさんN自治会の方です。申請地は、
343号は田代麓字立神5149-5番、現況地目は田、地積は880㎡
344号は田代麓字立神5149-21番、現況地目は田、地積は835㎡
345号は田代麓字立神5149-23番、現況地目は田、地積は750㎡
346号は田代麓字立神5149-30番、現況地目は田、地積は1,346㎡で4筆合計3,811㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で米35kg3俵+水利費3,800円となっています。

借り人は、I, NさんK J自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力2、雇用労働力180日、自作地はなく小作地のみ1,966㎡で水稻を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、田植え機となっています。担当調査委員は、7番牧原委員です。

次に受付番号347号の貸し人は、U, RさんT自治会の方です。申請地は、
神川字下牧975-1番、現況地目は畑、地積は3,199㎡の内1,000㎡です。

貸付期間は、平成25年2月1日から平成28年12月14日まで、小作料は8,000円です。

借り人は、H, KさんT自治会の方です。経営規模は世帯員1、労働力1、自作地はなく小作地のみ1,511㎡です。水稻、馬鈴薯を経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、管理機、コンバインとなっています。担当調査委員は、前号同様7番牧原委員です。

次に受付番号348号の貸し人は前号同様U, RさんT自治会の方です。申請地は、
神川字下牧975-1番、現況地目は畑、地積は3,199㎡の内1,000㎡です。

貸付期間は、平成25年2月1日から平成28年12月14日まで、小作料は5,000円です。

借り人は、M, KさんJ自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地小作地共にありませんがインゲンを主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラックとなっています。担当調査委員は、前号同様7番牧原委員です。

次に受付番号349号の貸し人は、O, KさんY市在住の方です。申請地は、
田代川原字宮前303番、現況地目は田、地積は1,264㎡です。

貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は米35kg3俵です。

借り人は、T, MさんK自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力1、自作地のみ11,397㎡で小作地はありません。水稻を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、コンバイン、田植え機となっています。担当調査委員は、12番貫見委員です。

次に受付番号350号の貸し人は、Y, YさんK市在住の方です。申請地は、
田代麓字中村上原5558-2番、現況地目は畑、地積は2,947㎡です。

貸付期間は、平成25年2月1日から平成35年12月14日まで、小作料は10a当り8,000円です。

借り人は、M, KさんN自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力2、自作地が22,081㎡、小作地が45,496㎡で飼料作物を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、モア、ロールベアラー、ラップマンとなっています。担当調査委員は、前号同様12番貫見委員です。

次に受付番号351号の貸し人は、H, KさんS自治会の方です。申請地は、田代川原字下栗山5853-2番、現況地目は田、地積は1,305㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、米35kg 2俵です。借り人は、M, YさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地は1,460㎡、小作地が1,142㎡で水稻を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、コンバイン、田植え機、キャリー等となっています。担当調査委員は、同じく12番貫見委員です。

次に352号の貸し人は、M, KさんN自治会の方です。申請地は、田代麓字中村上原5586番、現況地目は畑、地積は759㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は10a当り8,000円です。借り人は、Y, HさんY自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地は7,356㎡、小作地が51,668㎡で飼料作物を主体に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、モア、田植え機となっています。担当調査委員は、同じく12番貫見委員です。

次に資料13ページの受付番号353号から359号までの貸し人、借り人ともに同一ですので一括して説明いたします。

7筆の貸し人はS, MさんI自治会の方です。申請地は、353号が田代川原字二反野4228-6番、現況地目は田、地積は598㎡、354号は田代川原字二反野4228-26番、現況地目は田、地積は1,469㎡、355号は田代川原字二反野4228-29番、現況地目は田、地積は1,403㎡、356号は田代川原字二反野4228-30番、現況地目は田、地積は893㎡、357号は田代川原字二反野4228-31番、現況地目は田、地積は961㎡、358号は田代川原字二反野4231-21番、現況地目は田、地積は368㎡、359号は田代川原字二反野4232-6番、現況地目は田、地積は1,194㎡で7筆合計6,886㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は353号から357号までが10a当り5,000円、358号から359号までが10a当り3,000円です。

借り人は、H, RさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、自作地は11,005㎡、小作地が11,290㎡でぶどう、水稻、カボチャを経営されています。農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター、動力噴霧機、草刈機となっています。担当調査委員は、14番猪鹿倉委員です。

次に受付番号360号の貸し人は、U, SさんK市在住の方です。申請地は、神川字抜迫4580-1番、現況地目は畑、地積は3,007㎡です。貸付期間は、平成25年1月25日から平成27年12月14日まで、小作料は、21,000円です。借り人は、N, KさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力1、自作地が11,535㎡、小作地が2,591㎡で植木業を営まれています。農業機械等の所有状況は3t ユニーク車、バックホー、軽トラック、トラクターとなっています。担当調査委員は、19番徳永委員です。

それでは、冒頭説明しましたとおりここで説明を一区切りし、審議をお願いいたします。審議終了後、全体説明が終了した後、一括して採決いたしますのでご了承願います。

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、近川委員から順次調査報告をお願いいたします。

1番 近川委員 1番報告いたします。S, SさんT自治会の方ですがS, Kさんに貸していらっしゃるようです。ご覧のとおりS, Kさんは認定農家でありまして、年齢的にも33歳という若さで、労働力は2ということですが親子で一生懸命やっているようでございます。農地もきれいに管理され、農作業従事日数300日となっており、意欲と能力も十分ございまして何ら問題はなにかと思われま。

議長 ありがとうございます。次に牧原委員報告をお願いいたします。

7番 牧原委員 先ず、343号から346号までのI, NさんですがK Jにお住いの方で労働従事日数が180日と兼業農家ということですね、小作地を借りて今まで農作業に従事してこられております。今回、農業に専念しようということで借りられまして、奥さんと2人で頑張っているようで、雇用も180日とありますが、自分が仕事に行っている時に雇用されているようで、農業機械の方もトラクター、バインダー、田植え機等と揃えは持っています。農地の利用状況も申し分ございません。今後は常時従事できるという話でした。

347号のH, Kさんですが、3,199㎡の内1,000㎡ということで12月の時に全体面積のうちの1,199㎡を借りていらっしゃる人がいまして、HさんとMさんについては利用権を設定していないということで今回利用権を設定してくれということでUさんから話がありまして新規で設定しました。HさんもTにお住いの方で、農業一本で一人で従事していらっしゃいます。水稻、馬鈴薯等に取り組んでいらっしゃいます。農業機械もトラクター、コンバイン、管理機、田植え機、耕耘機問題はございません。農地の利用状況についても問題ございません。

Mさんなのですが、Mさんは全部0になってるんですが、今まで1,000㎡を前から圃小作ということでインゲンを作っていたらっしゃいました。この方も農業従事日数が160日というのが昼間にご自身が勤めていらっしゃいます。インゲン等を作られまして奥さんが手伝いをされているということです。今回新規で1,000㎡を利用権を設定した次第です。農業機械についてもトラクター、軽トラック、管理機と持っていたらっしゃいます。農地の利用状況についても前から1,000㎡借りて一生懸命耕作されております。何ら問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次に貫見委員報告をお願いいたします。

12番 貫見委員 349号のT, Mさんは78歳で高齢でございますが、牛を飼いながら農作業に従事されております。息子さんのS君が役場に勤務されておりますけれども休みの日はよく手伝いをされていて、今回水稻を作りたいということで他の要件は満たしていると思ひます。

350号のM, Kさんは、牛の専業農家でまた認定農家でもあり、後継者もおりすべての要件を満たしていると思ひます。

351号のM, Yさんですが、この方も73歳で高齢でございますけれども子供さんたちが日曜日等にはいつも帰ってこられて手伝いをされておりますので、また水稻を作りたいということで今回新規で契約をされております。他の要件も満たしていると思われまますのでよろしくお願ひいたします。

次に352号のY, Hさんですけれどもこの方は畜産の専業農家でございます。今、後継者の息子さんが現在勤めていらっしゃるんですけれども近いうちに帰ってきて、一緒に畜産をやるということで今その準備のため農地を借りておられるようです。農地の管理等もきれいにしておられますので、問題はないと思われまます。

議長 ありがとうございます。次に猪鹿倉委員報告をお願いいたします。

14番 猪鹿倉委員 353号から359号の貸し人のS, Mさんですが、この方は昭和6年生まれの81歳の方でございます。一人暮らしで奥さんもいらっしやらず、子供さんも外に出ておられるため誰か借りてくれないだろうかとお相談されたものですから、H, R君にお願いしたところ借りてくれるということで、それで反当5,000円ということでしたけれども下の2筆が狭いところでブドウを植えるから安くできないだろうかとお願ひしたら、反当3,000円で貸してくれるということでございましてMさんも納得されてR君も納得してくれました。皆さんもご存じのとおり下の2筆はH苑の入口の所でございまして、狭いところですのでここにブドウを植えるということです。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次に徳永委員お願ひいたします。

19番 徳永委員 360号ですが、Uさんの土地はK商事さんが芝を植えるために借りておられまして、利用権はまだ残っていたんですが去年合意解約されまして、その土地の隣に借りておられたNさんが隣だからということで借りようということになりました。期間は2年ということで短いんですけれどももう少し長く借りられないかということだったんですが、Uさんの方から3年以内でお願いいたしますということでしたので、話し合いの上2年ということになりました。21,000円の金額ですけれども3反なんですけども実質使えるのは1反5畝なんですけれどもK商事の関係で引き続き3反相当の21,000円で契約となりました。N, KさんはKにお住まいで植木をされております。自分で植えているところも借りているところもきれいによく管理されておりますので、問題ないと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今5人の委員から調査報告がありましたが、342号から360号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

10番 平原委員 347号と348号は一緒の面積で小作料が違うんですが、これは何か理由があるのでしょうか。

7番 牧原委員 Mさんの分については、実際は1,000㎡なんですけれども法面がありまして実質は6畝ぐらしか使えないということでした。それで当初から5,000円で借りるということでした。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。
ここで、しばらく休憩をいたします。
(休憩終了)

議 長 | 休憩を閉じて議事を再開いたします。休憩前に続きまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 | 説明いたします。受付番号361号からになります。借り人の関係がございますのでここでN委員に一時退席をお願いします。
(退席確認後)

事務局 | それでは説明をいたします。受付番号361号の貸し人は、K、MさんM町在住の方です。申請地は、
田代川原字並木ノ上5782-1番、現況地目は田、地積は1,408㎡です。
貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は7,000円です。
借り人は、N、KさんH自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、自作地が7,729㎡、小作地が30,078㎡で水稻、野菜を経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、モア、田植え機等となっています。担当調査委員は、1番近川委員です。

議 長 | 近川委員調査報告をお願いいたします。

1番 | 報告いたします。ご覧のとおりN委員は農業委員でございまして、すべての条件は満たしてありますので別に補足するところはありません。

近川委員 |

議 長 | ありがとうございます。ただ今近川委員の方から報告がありましたが質問、異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。
ここでN委員に席に戻っていただきますので、しばらくお待ちください。

議 長 | 次に、先ほどに続きまして次の項目の関係上、Y委員に一時退席をお願いいたします。ご了承願います。
(Y委員の退席確認後)

事務局 | 引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局 | 説明いたします。受付番号362号から364号の貸し人、借り人は同一ですので続けて説明いたします。3筆の貸し人は、M、MさんY自治会の方です。申請地は、
362号が田代麓字桂廻2784番、現況地目は畑、地積は647㎡
363号は田代麓字桂廻2790番、現況地目は畑、地積は1,061㎡
364号は田代麓字桂廻2791番、現況地目は畑、地積は1,087㎡で3筆合計2,795㎡です。
貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で13,900円です。
借り人は、Y、YさんY自治会の方です。経営規模は世帯員4、労働力4、雇用労働力3人、自作地が28,131㎡、小作地が31,480㎡で甘藷を主体に多角的に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、普通ダンプとなっています。担当調査委員は、2番鈴委員です。

事務局 | 次に資料14ページの受付番号365号と366号は貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、Y、KさんY自治会の方です。申請地は、
365号が田代麓字桂廻2808番、現況地目は畑、地籍は1,669㎡
366号は田代麓字桂廻2810-ロ番、現況地目は畑、地籍は396㎡で2筆合計2,065㎡です。
貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で10,300円です。
借り人は、Y、Yさん前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様2番鈴委員です。

次に受付番号367号と368号も貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、T、FさんY自治会の方です。申請地は、367号が田代麓字桂廻2818-1番、現況地目は畑、地籍は480㎡の内280㎡、368号は田代麓字桂廻2818-2番、現況地目は畑、地籍は610㎡で2筆合計890㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で4,400円です。借り人は、Y、Yさん前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様2番鈴委員です。

次に受付番号369号から371号も貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。3筆の貸し人は、Y、HさんY自治会の方です。申請地は、369号が田代麓字桂廻2827-1番、現況地目は畑、地籍は1,216㎡、370号は田代麓字桂廻2827-2番、現況地目は畑、地籍は265㎡、371号は田代麓字桂廻2810-イイ番、現況地目は畑、地籍は707㎡で3筆合計2,188㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で10,900円です。借り人は、Y、Yさん前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様2番鈴委員です。

次に受付番号372号の貸し人は、Y、YさんK市在住の方です。申請地は、田代麓字桂廻2817-1番、現況地目は畑、地籍は733㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は3,600円です。借り人は、前号同様Y、Yさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく2番鈴委員です。

次に受付番号373号の貸し人は、M、KさんN在住の方です。申請地は、田代麓字桂廻2810-イロ番、現況地目は畑、地籍は373㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は1,800円です。借り人は、前号同様Y、Yさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく2番鈴委員です。

最後に受付番号374号の貸し人は、Y、YさんY自治会の方です。申請地は、田代麓字桂廻2785番、現況地目は畑、地籍は621㎡です。貸付期間は、平成25年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は3,100円です。借り人は、前号同様Y、Yさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、同じく2番鈴委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員に調査報告をお願いし、362号から374号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、ご了承願います。

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、鈴委員から調査報告をお願いいたします。

2番 借里人のY、Yさんは、我々と同僚の農業委員でございます。皆様もよく御存じのこと
鈴委員 と思います。認定農業者でもございますし、これは耕作放棄地の補助事業の分でございます
して何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは、ここで受付番号362号から374号までについて質問異
議等がないかお諮りします。

7番 369号から371号の貸し人のY、Hさんですが、前号の352号で借里人として載っている
牧原委員 んですよ。借りて自分の物を貸してという形のものが出ているんですけどもこういう
のはどうなのでしょうかね。

事務局 農地がですね荒れているところと荒れていないところがあって、その荒れているところ
(中野) を今度事業に載せるんですけども丁度その間中の所にYさんの土地があって一緒に集積
という形でYさんの方に寄せた方が仕事がやりやすいというような話を聞いております。

事務局 基本的には自分の農地を貸して、また別に借りるといのはしないように指導していま
(折久木) すが、先ほどあったように担い手への集積ということで加えて今回は事業がらみだったの
で、Yさん自身は自分で農地を貸していらっしゃるんですけども自分の所有の所も事業
の関係で貸しているということなんですよ。

9番 樋渡委員 | ここはですね、Y、KさんとM、Mさん昨年まではお茶畑ですね。Y、Hさんがすぐ隣なんですよ。それでY、Hさんの場所は竹山なんです。そのため周辺の方々が少しでも何とか整理してくれないかというところだったんです。そうしたところ今回解消事業にからんでYさんが作ってくれるということで、一帯の農地を形成しており、耕作放棄地の解消という意味でも一緒に取り組んでいただいた方が良く私は思うんですが。

4番 木原委員 | ただ要件はそれでいいのか。たとえば農家情報でアの農地の利用状況というこれが自分の農地は自分で耕作して、他の人の物を借りるとというのが条件ですから、事業だからということでのいいのか。局長の判断ではどう考えるのか。

9番 樋渡委員 | この一帯の形状としてY、Hさんの場所だけ残ると道路から畑に入れなくなりますからそのことも影響することもあります。

7番 牧原委員 | だから今までそこを作らずに荒らしていたというのも実際この条件に当てはまらないんですよね。利用権設定はできないということになるんですよね。この方は5町ほど借りていらっしやいますからね。いくら事業にのせられるからといってもこれを認めれば今後誰でも借りられるということになりますよね。

4番 木原委員 | 貸す方はよいけれどもこの方が借りることが要件を満たさないということになるんですよね。自分の農地は荒れたままで借りられるということになれば、農地の利用状況の欄は意味がないことになりますよね。

事務局 (南園) | 先月、牧原委員の管轄地域でKの所がありましたよね。あの方もいわゆる農業委員さんの指導と事務局からのお願いで改善をするという条件付きで利用権設定の承認をしたということがありますよね。それは個人の事業でやって、今回は補助事業でやるんですけれども、この件は今わかったんですけれどもY、Hさんは、これまでも借りていますから条件に反しているから過去の分までさかのぼって否定することはできません。今までにも厳密に考えればこのようなケースが恐らくあったと思います。不耕作地があるから借りられませんよ、農家として借りられませんという意味はよくわかりますが、たまたま今回は補助事業に乗かってやるということだけで、荒れた土地を自分の力ではないにしろ補助事業の力を借りてやるにしろ、耕作放棄地を解消するわけですからいわゆる自分の荒れ地を解消するという条件であれば農地を借りてもいいですよ、貸してもいいですよということて理解すれば今までの例を見たときに極端な差はないと思うんですけれども。

7番 牧原委員 | 極端な差はないんですけれども逆にそこまできれいにしたから自分で作るんだったらまだいいですよ。けど事業に乗ってそこをきれいにしたから借りての利用集積のために貸すんだよというのわかるんですよ。でもそうだったらそこだけは自分で作ればまだ他の分についても決済がしやすい。だから今後出てきた時にどうするかという問題も発生するんですよね。確かに利用集積のことを考えるとここは貸した方が良くと思いますよ。ただ、このような前例を作ってしまうのもどうなのかなと。これから先は、出てきた分については全部OKを出しますよということなんですよ。

事務局 (南園) | 前例を作ってしまうということですがけれども委員の皆さんの審議の内容次第ですけれども、何事にも特例というのはあるわけですからそういうことでこの場合だけ特例として認めるのか、それとも例外を認めずにここを自分で耕作してもらって以後、このようなことが出てきた場合にはすべて認めないという方法をとるのか。

9番 樋渡委員 | いいですか。そういうことは意味は分かるんですが、現場はですね今回の場所が解消されない仕事は非常にやりづらくなるんですよ。ですからそういう特例というののもあっていんじゃないかと思うんですが。

事務局 (折久木) | 基盤強化促進法そのものが農地を集積することを要件にしていますので、集積するというのはどういうことかといったら、例えば耕作している人が自分の持っている農地の隣或いはその隣といった同じ地区を借りたりとか貸したりすることが集積なんですよね。そういうことからいったら今回のYさんの件は、荒れてるからと考えずにですねまたYさんが借りていらっしやるのも考えずにこの地区ことだけを考えたときに荒れてる農地だけを残してしまうと集積後の整理や作業がしづらいということなどを考えたときに今回たまたま安水さんですけども一帯を全体を借りて作業をする方が基盤法としては、成り立つんですよね。だから例外を作るか云々ではなくて制度の運用の中からいったらできれば一人の人がその地域を作業するかそのようにして利用権を結んで使われる方がいいのかなとはおもいますけれども。ただ、やみくもに貸したり借りたりしてもいいですよということではなくて集積をするという意味合いから今回載せたんです。

4番 木原委員 | ただ私は以前の局長の説明で、自分ののを作らずに耕作放棄地みたいにしておいて他の人から借りるのはだめだという説明を受けていたものだから、そういうことからいけばおかしいとは思っただけ。

7番 牧原委員 | 強化法自体はわかるんですよ。あくまでも利用集積であるということはわかるんだけど補助事業でやるのであればYさんが自分でやればすむことではないんですかということなんですよ。

議 長 | 要は自分の土地を荒らしたままにいるというのが問題であって、きちんと管理しておいてそのうえで、補助事業を利用して自分の農地を有効活用のため貸してやるということであれば意味合いも理解できるということだと思われませんか。

事務局 | いろいろ意見が出ましたけれども352号については、ただ今審議をしていただきましたが審議の内容に基づきここを保留として事務局で検討調整したいと思います。今説明がありました耕作放棄地の事業がらみの分はそのままということで事務局で対応いたしますので、そのようなことでよろしいでしょうか。

全委員 | はい。

議 長 | 他に異議はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

ありがとうございます。それでは、ここでY委員には席に戻っていただきますのでしばらくお待ちください。

(Y委員の着席確認後)

議 長 | ここで改めて議案第38号受付番号342号から352号を除いて374号までについて一括して質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第38号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第38号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第38号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第39号非農地証明願いについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第39号非農地証明願いについて説明いたします。
受付番号1番の申請人は、N、TさんHN自治会の方です。申請地は、田代麓字馬渡299-1番、地目は台帳が畑、現況が雑種地となっており地積は2,511㎡です。現況図は資料17ページに提示してありますので、ご覧下さい。担当調査委員は8番鍋委員です。

議 長 | それでは、鍋委員から調査報告をお願いいたします。

8番 鍋委員 | 報告いたします。地図上にありますように場所は、Tの四差路の交差点からAの方へ中央線を走っていきましてN集落というところがありますが、その公民館の所から右に曲がりまして奥に入って右に折れて突き当たった所にあります。図面上の10か所ぐらいの建屋があるところの奥に白っぽく見えていますがこの場所になります。申請人のN、TさんはS建設の元の社長さんであります。この場所は、もう二十数年前のトレーニングセンターの工事が行われた際の残土捨て場となっていたところでございます。現状は雑種地ということでカヤやらニガタケなどが茂っているところです。隣接地は北側が賃貸住宅、東側は山林になっています。そして西側と南側は捨て場の関係で5mから10m位下がった所に畑等が点在しています。このような場所で捨て場所になっていた関係上、農地としての状態としては無理があるような風に見受けられました。ですので、今回の非農地申請については問題はないのではないかと思います。よろしく申し上げます。

議 長 | ありがとうございます。ただ今鍋委員より調査報告がございましたが、この件について質問、異議等はありませんか。

事務局 | ここはですね、当初転用をしたいとの相談がありまして、調べたところ航空写真を見ると現地はどうみても農地ではないと見受けられましたので、農地ではないところは転用自体も対象外ということで地目は畑でしたので、太陽光発電の設備を設置したいということでですね相談があったんですよ。どうしても地目が畑のままだと使えないということで、非農地申請がNさんの方からあったということです。現況は、捨土があった所の近くということでもとてもじゃないですけど農地に復元できるような状況ではありませんでした。

議 長 | 他に異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第39号非農地証明願については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第39号非農地証明願については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 | 以上で平成24年度第10回錦江町農業委員会総会の附議事項を終了いたします。

会長

19番

20番

議事録調整者 折久木まり子